3 福教学第1154号 令和3年7月26日

福津市立学校通学区域審議会会長 殿

福津市教育委員会

福津市立学校の通学区域の運用について(諮問)

このことについて、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

1. 諮問事項

福津市教育委員会では、過大規模となっている小・中学校に通学する児童・生徒及び保護者が、過大規模でない学校への通学を希望する場合、その意向を尊重し認める方法及び通学区域の運用を整理することによる過大規模緩和の方法を検討しており、次の事項について、貴審議会の意見を求めたく諮問します。

- (1)過大規模校対策としての学校選択制の導入、校区外通学制度の拡充、特別 認可制度の拡充の可否
- (2) 福津市校区外通学等の運用に関する規程第2条第1項第1号ウに規定する宮司2区、宮司3区及び宮司西区を特例地区とし、福間小学校又は福間中学校への就学を認める運用の今後の在り方